

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
ライト工業 株式会社	東京都千代田区九段北4-2-35	

2. 指名停止措置期間 平成31年2月13日 ~ 平成31年3月12日 (1箇月間)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

ライト工業 株式会社は、平成30年12月4日、常総工事事務所発注の地盤改良工事(下妻市鯨地内)において、安全管理措置の不適切により、作業員が落下した敷鉄板に接触し、両足骨折の重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第1第8号ウに該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 ウ 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき	当該認定をした日から2週間以上1箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)